

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q&A について

Q. 19 歳以上 23 歳未満で 130 万円以上 150 万円未満のため扶養に入れていなかった。
今回の変更により新たに扶養に入りたいがどんな手続きが必要か。

A. 特別認定となるため、以下の書類提出をお願いします。

① 被扶養者申告書(増) (様式 3-3)

※異動年月日「令和 7 年 10 月 1 日」、理由「その他（認定基準の改正による）」と記入

② 申立書 (様式 3-3-1)

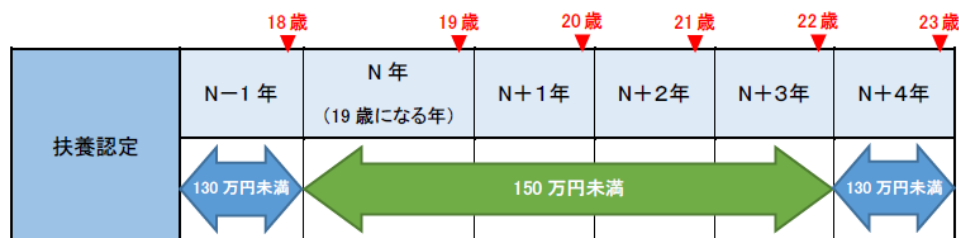
③ 同居・別居届 (様式 3-3-2)

④ 収入確認書類

※認定対象者に配偶者がいる場合、夫婦の収入を合計した額がそれぞれの収入限度額の合計額未満であることが必要です。

Q. 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A. 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。



例①：平成 18 年 10 月 1 日生まれの場合

→令和 7 年 12 月 31 日で 19 歳のため、令和 7 年は年額 150 万円未満

例②：平成 15 年 1 月 1 日生まれの場合

→令和 7 年 12 月 31 日で 23 歳のため、令和 7 年は年額 130 万円未満

※年齢到達日は誕生日の前日になるため